

CONTENTS

- 企業法務コラム 人手不足にお悩みの企業様必見! 新在留資格「特定技能」 弁護士 片岡 邦弘
- 弁護士コラム 二回試験について 弁護士 永 渕 友 也
- パラリーガルコラム 小旅行とドライブ/古の都~私の好きな場所~ パラリーガル 上 井 / 江 神
- グレイス・ニュース セミナー開催のお知らせ/ビジネス実務法務検定試験®対策講座 開講のご案内
- 顧問チャット活用事例 「外国人技能実習生のパスポートを預かることはできる?」他 弁護士 片岡 邦弘

TOPICS 企業法務コラム

人手不足にお悩みの企業様必見! 新在留資格「特定技能」

弁護士
片岡 邦弘



1. はじめに

平成31年4月1日、昨年成立した改正入管法が施行され、新在留資格「特定技能」の運用が始まる、ということをご耳にされた方もいらっしゃると思います。今回は、人材不足にお悩みの経営者様にとって大注目の「特定技能」の概要を解説いたします。

2. 制度趣旨

外国人が日本に在留するためには在留資格（外国人が日本に適法に滞在するための法的地位）を取得しなければならず、原則として在留資格の範囲を超えて活動することは認められません。従来、日本は、一定以上の専門的技術、技能、知識等を有し、かつそれを必要とする就労活動に従事する者以外に在留資格を認めませんでした。特に地方の人手不足は深刻化しつつあります。「特定技能」は人材不足解消の手段として改正入管法が創設した在留資格です。

3. 特定技能の内容

「特定技能1号」の在留資格は、14職種（介護業、ビルクリーニング業、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設業、造船・舶用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業）について認められ、通算で最長5年在留することが可

能です。技能試験の合格及び日本語試験N4以上の合格が必要なものの、「技能実習2号」を修了した外国人はこれらの試験が免除されます。

企業が特定技能1号の外国人を受け入れるにあたっては、受入れ機関（企業）が雇用される外国人と、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上の報酬を支払う等の内容を含む特定技能雇用契約を締結しなければなりません。

また、受入れ機関（企業）は、職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援、支援責任者等を記載した1号特定外国人支援計画を策定し、支援を実施しなければなりません。もっとも、これらの支援を登録支援機関にすべて委託した場合、受入れ機関に必要な体制がなくても支援体制があるものとみなされることになっています。このため多くの受入れ機関（企業）は登録支援機関を利用することになるものと思われます。さらに、特定技能1号には、業種ごとに5年後の最大受入れ見込み数が設定されており、受入れ上限が設定されているという特徴があります。

4. セミナーのご案内

特定技能の詳細は、4月に当事務所が実施するセミナーでお話しさせていただくので、ご興味のある方は是非参加をご検討ください。皆様にお目にかかれるのを楽しみにしております。

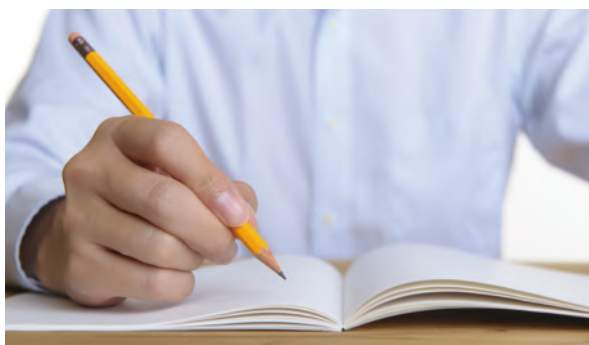
二回試験について

弁護士
永渕 友也



弁護士の永渕です。5年間鹿児島で過ごし、昨年5月に東京に異動いたしました。

埼玉県出身ということもあり、久しぶりの関東に少しわくわくしつつ着任をしましたが、5年間で鹿児島のぼかぼか陽気に慣れてしまったのでしょうか、久しぶりの関東の冬は骨に染みるような寒さでした。



2月、3月といえば受験シーズンです。毎年数多くの受験生が己の目標に向かって格闘する中で、様々なドラマが生まれているように思います。

私たち弁護士にとっての受験シーズンは5月です。司法試験は5月の4日間で行われます。この4日間は、朝から晩まで試験のため、集中力を保つだけでも大変だったように思います。司法試験の合格発表は9月に行われ、合格した年の11月から司法修習という研修のような期間が1年間あります。

よく誤解されるのですが、実は司法試験に合格しただけで裁判官、検察官、弁護士として働けるわけではないのです。司法修習を終え、その最後にある通称「二回試験」に合格してはじめて、裁判官、検察官、弁護士として働く資格を得ることができるのです。

実はこの「二回試験」がなかなかの曲者です。5日間で5科目が行われます。1日1科目ずつ行うのですが、試験

時間は朝から晩までで、なんと休憩時間がないのです。昼休みもありません。そのため、弁当を持ち込んで、席で食べながら試験問題を解くことになります。試験内容は、分厚い記録を読んで、ひたすら論文を書くというものです。長時間の試験のため、時間を気にせず問題を解くことができるようにも思えますが、分量が極めて多く、多くの受験生にとって時間が足りなくなります。そのため、試験時間中はひたすら記録をめくり、ペンを動かすことになります。試験が終わった後は、疲労困ぱいだったように思います。私にとって二度と受けたくない試験です。

さらに、この「二回試験」の可否の発表は、合格者では無く、不合格者の受験番号が張り出されるというもので、合格発表の日は、他の試験とは違う緊張感があります。

私も、何とか、「二回試験」に合格することができ、5年間鹿児島で、弁護士として執務をすることができました。その間、多くの出会いやご縁を頂き、鹿児島で働けたことを心より感謝しております。

現在は東京をメインに業務を遂行しておりますが、鹿児島に出張し業務に取り組む機会も少なくありません。何かお困りのことがございましたらいつでもご相談ください。皆様に再びお会いできるのを楽しみにしております。



※画像は全てイメージです

小旅行とドライブ

パラリーガル 上井 絢乃



事故・傷害部の上井です。交通事故に関わる私は、車を使った小旅行やドライブが大好きです。絶景や美味しいもの、温泉があれば、どこへでも行きます。そんな私は先日、イカで有名な呼子町(佐賀県)で、アオリイカをたっぷり堪能して来ました。箸で触らずとも、足が動くほど新鮮なイカは、コリコリとした食感としっかりとした甘みが至福の美味しさです。

100年の伝統がある朝市では、トコ箱を並べただけというスタイルのお店が並んでおり、一夜干しや、水揚げされたばかりのお魚などが、たくさん売られています。売り子歴ウン十年の売り子さんが「食べていかんねえ」と殻付きのウニをその場で割って食べさせてくれたり、優しい笑顔で、ほっこりとした気持ちにさせてくれました。

さて、皆様のお車には弁護士費用特約が付帯されていますか?事故に遭ってしまった時、弁護士が介入すると治療に専念できますし、特約があれば弁護士費用も保険会社が負担してくれます。弁護士を味方につけて安心で楽しいドライブを楽しみましょう!

古の都 ～私の大好きな場所～

パラリーガル 江神 彰子



企業法務部パラリーガルの江神と申します。突然ですが、皆様はご旅行に行かれますか?今回は、私の大好きな「ある場所」についてお話をさせていただければと思います。

ある場所とは何処か。それは京都です。社会人1年目に初めて訪れたのを機に、これまでに行った回数はなんと12回!流石に飽きてきそうですが、まったく飽きないのです。それどころか益々好きになるばかりで今に至っています。実は、昨年9月にも行ってきました。

数多の名所の中でも個人的に外せないのは「糺の

森」と「哲学の道」でしょうか。糺の森では凜とした空気に包まれ、日常を忘れることができます(マイナスイオンたっぷり)。哲学の道を歩きながら景色を眺めたり、近くのカフェ巡りをしたり…。旅でのひと時を思い出すだけで幸せな気持ちになります。

もしかしたら、私にとって京都旅行がお仕事のモチベーションにも繋がっているのかもしれませんが。叶うことならば、また行きたいと切に願いつつ、今回のお話を終えようと思います。

写真左：糺の森、写真右：水路閣

セミナー開催のお知らせ

外国人の雇用受入れを検討されている企業・経営者の皆さま必見!! 外国人労務に強い弁護士が対策セミナーを開催します。

参加費無料!!



今年4月に施行される改正・入管法の解説と、中小企業における外国人雇用のポイントを解説します。

外国人雇用獲得競争に負けないための!! 新・在留資格「特定技能」徹底解説セミナー

東京 4月4日(木) 15:00～17:00
TKP浜松町ビジネスセンター

鹿児島 4月12日(金) 15:00～17:00
TKPガーデンシティ鹿児島中央

熊本 4月15日(月) 15:00～17:00
TKPガーデンシティ熊本

福岡 4月17日(水) 16:00～18:00
JR博多シティ

参加費 無料 講師 片岡 邦弘 お申込・お問合せ TEL/099-822-0764 (担当:小野) WEB/ 右上の QR コードから

企業法務部からのお知らせ

～企業体質強化へ! 貴社の幹部・法務担当を育てます～
「ビジネス実務法務検定試験®対策講座」開講のご案内

2月より顧問先様を対象に、全11回のビジネス実務法務検定試験®対策講座を開講しております。講座は月1回、教材費以外無料で、現在、多数の顧問先様にご参加くださり好評をいただいております。途中参加時や欠席時はご希望によりDVDを実費にて提供いたします。企業の体質強化のみならず、スキルアップや福利厚生の一環として是非ご利用ください。途中参加も随時受け付けております。



参加された顧問先様の声
(K社 取締役社長・K様)

非常に面白い。貴社の社員にも受講させたい。
大武講師の熱いトークが良かった。



顧問チャット活用事例

気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」でいただいた興味深い内容をご紹介します。

vol. 02



X社様

外国人技能実習制度について質問です。

- ① 失踪や逃亡を防ぐために「パスポート」を使用者側が預かることは可能でしょうか?
- ② 技能実習生が自らの責めに帰すべき事由により会社に損害を与えた場合、その損害を請求することは可能でしょうか?

① 技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員が、**技能実習生の旅券や在留カードを保管することは禁止されています**(技能実習法48条1項)。技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)の対象となります(法第111条第5号)。仮に技能実習生の同意があってもパスポートを預かることはできません。

② 実習実施者に損害が発生した場合、**技能実習生に対して損害の賠償を請求することは可能です**。ただし、故意に基づく場合(例えば横領等)は原則として全額の請求ができますが、過失に基づく場合は、信義則上賠償額が制限されることが通常です。

回答した弁護士

企業法務部
弁護士 片岡 邦弘



今回は外国人技能実習生に関する具体的なご相談を受け、この制度に精通した弁護士より回答いたしました。顧問チャットで弁護士のサービスをより身近に感じていただき、皆様のビジネスの加速に貢献できましたら幸いです。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00～18:00
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市釜生町1-1-6階
Tel 099-822-0764

〈東京事務所〉
〒106-0031 港区西麻布3-2-43 3階
Tel 03-6432-9783

〈福岡事務所〉
〒812-0013 福岡市博多区博多駅前
1-11-15-204 Tel 092-409-8603